

平成20年第4回蟹江町議会定例会会議録

|             |                       |       |     |      |
|-------------|-----------------------|-------|-----|------|
| 招 集 年 月 日   | 平成20年12月16日(火)        |       |     |      |
| 招 集 の 場 所   | 蟹江町役場 議事堂             |       |     |      |
| 開 会 ( 開 議 ) | 12月16日 午前9時00分宣告(第3日) |       |     |      |
| 応 招 議 員     | 1番                    | 松本正美  | 2番  | 伊藤俊一 |
|             | 3番                    | 山田邦夫  | 4番  | 米野秀雄 |
|             | 5番                    | 高阪康彦  | 6番  | 林英子  |
|             | 7番                    | 小原喜一郎 | 8番  | 中村英子 |
|             | 9番                    | 黒川勝好  | 10番 | 菊地久  |
|             | 11番                   | 吉田正昭  | 12番 | 山田乙三 |
|             | 13番                   | 伊藤正昇  | 14番 | 奥田信宏 |
|             | 15番                   | 猪俣二郎  | 16番 | 大原龍彦 |
| 不 応 招 議 員   |                       |       |     |      |
|             |                       |       |     |      |
|             |                       |       |     |      |

|  |                                   |                  |             |               |       |
|--|-----------------------------------|------------------|-------------|---------------|-------|
| 地方自治法第<br>121条の規<br>定により説明<br>のため出席し<br>た者の職氏名 | 常勤特別職                             | 町長               | 横江 淳一       | 副町長           | 水野 一郎 |
|  | 行政改革推進室                           | 室長               | 飯田 晴雄       |               |       |
|  | 総務部                               | 部長               | 坂井 正善       | 次長兼<br>総務課長   | 加藤 恒弘 |
|  |                                   | 企画情報課長           | 鈴木 智久       | 税務課長          | 長尾 彰夫 |
|  | 民生部                               | 部長               | 石原 敏男       | 次長兼<br>高齢介護課長 | 齋藤 仁  |
|  |                                   | 住民課長             | 犬飼 博初       | 福祉・<br>児童課長   | 佐藤 一夫 |
|  | 産業建設部                             | 部長               | 河瀬 広幸       | 次長兼<br>土木課長   | 水野 久夫 |
|  |                                   | 次長兼<br>農政商工課長    | 佐野 宗夫       | 都市計画<br>課長    | 志治 正弘 |
|  | 会計管理室                             | 会計管理者兼<br>会計管理室長 | 加賀 松利       |               |       |
|  | 水道部                               | 次長               | 大河内 幹夫      |               |       |
|  | 消防本部                              | 消防長              | 上田 正治       |               |       |
| 教育委員会事務局                                       | 教育長                               | 石垣 武雄            | 次長兼<br>教育課長 | 伊藤 芳樹         |       |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                             | 議事務会局                             | 局長               | 松岡 英雄       | 書記            | 金山 昭司 |
| 議事日程   | 議長は、次のとおり議事日程を配付した。<br>(会議規則第21条) |                  |             |               |       |

日程第1 一般質問

| 番 号 | 質 問 者   | 質 問 事 項             |     |
|-----|---------|---------------------|-----|
| 9   | 松 本 正 美 | ①地域経済の活性化対策を図れ…………… | 124 |
|     |         | ②財源確保を推進せよ……………     | 136 |
| 10  | 吉 田 正 昭 | 町内における公園について……………   | 142 |

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成20年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、大原龍彦君より10時40分ごろより葬儀のために中座したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問をされる議員の皆さん及び答弁をされる皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いをいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願い申し上げます。

これより日程に入りますが、答弁をされる皆さんは努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第1 「一般質問」を行います。

発言を許可いたします。

質問9番 松本正美君の1問目「地域経済の活性化対策を図れ」を許可いたします。

松本正美君、質問席へお着きください。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。

早朝からでございますが、よろしく願いいたします。

1番、通告に従いまして、「地域経済の活性化対策を図れ」を質問させていただきます。

米国発の金融危機や世界経済の減速が日本にも波及し、地域経済の冷え込みが鮮明になってきております。地域経済の停滞は、雇用や所得など地域住民の暮らしに大きな影響を与えるだけに、活性化へ有効な施策を的確に講じていくことが求められているところでございます。

特に顕著なのが輸出の低迷です。これにより企業収益は減少を続け、地域の景況感が一段と厳しくなっております。これまで自動車の対米輸出を支え、景気回復を牽引してきた我が東海地方の自動車産業は、米国の自動車販売の落ち込みで景況の悪化を避けることができず、近畿や関東でも輸出の鈍化が鮮明となっております。こうした事態は、主な輸出先である米国で発生した金融危機とそれに伴う欧州諸国と新興国の経済不振が背景にあると言われております。今や金融危機は、米国から欧州や新興国にまで飛び火し、各国で株価の急落や個人消費の低迷を招いています。特に米国や新興国の内需の落ち込みは、最近の急激な円

高・ドル安となって、輸出依存型の日本経済を直撃し、景気の下押し圧力を強めております。

このような中、資源高は中小企業にとって大きな打撃となっております。ここに来て、原油価格などの値は下げているものの、中小企業の経営はますます先行き不透明な状態であります。本町の繊維、印刷、食品関係を経営している社長さんからは、原材料価格が高騰しても、製品・サービスに価格転倒ができず、これからますます厳しい経営を強いられていくのではないかと、また、金融機関による中小企業への貸出姿勢が慎重になり、事態はさらに深刻化して、いつ倒産してもおかしくない状況になっていると危機意識を持って心配されてみえます。景気悪化を受け、政府・与党は8月末に、中小企業に対する緊急保証制度などを盛り込んだ緊急総合対策を策定、この財源となる本年度第一次補正予算が成立いたしましたところでございます。これは、公明党が8月以来取り組みを進めてきた緊急経済対策の一つとして、中小企業のための緊急保証制度が10月31日から実施されたのでございます。

町当局にお伺いしますが、米国発の金融不安の影響や、かつてないほどの円高、株安という非常事態の中で、さらなる金融機関の貸し渋りや信用収縮を危惧する声が多く、我が党としても、年末の中小・小規模事業者の資金繰りを強力に支援する必要があると考えております。

緊急保証制度の円滑な制度の実施に努めていただくために、11月4日に横江町長に緊急保証制度の円滑なスタートにかかわる申し入れを4点させていただきます。

1つには、各金融機関の窓口において円滑な融資受け付けができるよう万全の体制を整えること。2つには、指定業種に係る町長の認定についても、円滑かつスピーディーな対応ができるよう配慮すること。3つ目に今回の国の緊急融資制度に合わせ、融資制度の拡充などについても検討を行うこと。4つに、9月から実施されている緊急窓口についても、現場のニーズに的確にこたえる体制づくりを行うこと、また、中小企業金融に関する意見交換などを積極的に実施、制度の周知徹底に努めることなど、本町においても中小企業を取り巻く厳しい経済情勢に対応するために、緊急保証制度へのきめ細かな支援を推進していただくよう強く要望するものです。緊急保証制度の運用面での実効性のある丁寧な対応をしていただくためにも、4点の対応についてまずお考えをお示してください。

○産業建設部長 河瀬広幸君

おはようございます。それでは、私のほうから答弁させていただきます。

世界的な経済危機の影響を受け、地域経済の冷え込みが顕著となっております。特に中小企業、これにとっては大きな打撃となっております。

このような状況の中で、緊急経済対策の一つといたしまして、10月31日から実施されております緊急保証制度、この保証制度の特に運用面について、4点ご質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まず1点目、緊急保証制度の活用について、各金融機関の町の融資体制の受け付け、この

整備についてお尋ねでございます。

まず、この緊急融資制度の内容、この内容について少し触れさせていただきたいと思えます。緊急経済対策としてうたわれておりますが、これは新たに打ち出されたものでございます。その背景にあるのは、先ほど議員おっしゃいましたように、原油、原材料の仕入れ価格の高騰、景気の低迷、この悪化の影響を強く受けている中小企業、これを支援するものでございます。企業が金融機関から融資を受ける際には、信用保証協会が保証を行います、通常とは別枠で保証を行うものでございます。通常の保証はセーフティーネットと呼ばれておりまして、主に取引先の倒産、金融機関の破綻によりまして影響を受けた中小企業への資金供給を行うものでございます。これとはまた別の保証になってございます。保証額につきましては、無担保保証で8,000万円、担保ありの場合につきましては2億円までの保証額になります。申請手続でございますが、一定要件のほか、融資対象業種として、所在市町村、蟹江町の認定が必要となっております。

議員ご質問の受け付け体制でございますが、この制度が発足して以来、至急町内各金融機関へ認定申請書と説明書を送付いたし周知いたしております。それから、この制度に関するパンフレット、これも各金融機関と役場ロビーに配置し、体制を整えております。

次に、2点目、この融資を受けるには融資の対象業種として町認定が必要でございます。業種としましては全部で698業種ございますが、これは町の認定が必要になってくるわけでございますが、この認定事務をスピーディーにとのご質問であると思えます。現時点では、申請書類、添付書類が整っておれば、受け付けをいたしましてから3日で認定しております。ちなみに、この制度が始まってから本日までに16件の申請実績がございまして、認定を行っております。

次に、3点目、この制度に合わせて融資制度の拡充はどうかというご質問でございます。現在、町で取り扱っております融資制度は、商工業振興資金、国民金融公庫資金でございますが、この制度につきましては、数十年前から高率の利子補給をずっと行っておりまして、中小工業者に対しましては側面からの支援で活性化を図っておると考えております。議員おっしゃいます独自の融資制度、この拡充は現時点では大変難しゅうございますので、引き続きこの制度を堅持しつつ、また、数ある県の融資制度の活用を推進してまいります。

それから、4点目でございますが、緊急融資の窓口対応でございます。体制づくりにつきましては、金融機関を含め意見交換など整備をするつもりでございますが、担当しますのは私ども産業建設部の農政商工課となりますが、この9月の補正予算でお認めいただきました臨時職員を配置しております。主に観光の対応としてやっておりますが、あわせて融資部門も強化し対応しております。また、商工会とも連携をとりながら融資元でございます金融機関との調整もあわせて周知に努めまして、議員おっしゃる実効性のある制度活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

ありがとうございました。特に認定申請についてでございますけれども、今回618業種に拡大されたということをお聞きしているわけなんですけれども、今、部長がお話しされたように、本当にきめ細かい配慮をしていただいておりますと思うわけなんですけれども、町内においては各企業の社長さんに聞いてみると、まだ知られない方も結構みえるわけなんです。そうした方に対して、今、商工課のほうで相談窓口をしていただけるというお話もちよっとあれなんですけれども、現場のニーズに的確に答えていくためにも、ホームページなんかは今回の緊急保証制度の概要など、また、こういう趣旨などをホームページ上に載せていただくことができないだろうか。そして、皆様が町の窓口で迅速に対応できるような配慮をお願いできないでしょうか。その点についてどうでしょうか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

受け付け作業につきましては、充実をしておるつもりでございます。また、ホームページ等につきましても、担当の企画情報課と調整いたしまして、周知するようにいたします。

○1番 松本正美君

それと、融資制度の拡充ということで、今、建設部長のほうで言われましたように、利子補給は以前からもそういう対応をされているわけなんですけれども、今回の、本町でもこれから年末にかけて特に従業員のボーナスだとか、そうした資金繰りに困ってくる特に零細企業だとかがこれからあるんじゃないかと。そうしたときに、本当に皆さんが安心していただけるように、今回の緊急保証制度に対する信用保証料の利子の補助を町としては考えてみえないのかどうか、ここもお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

現在の状況では、私ども、利子補給制度をかなり手厚い保護をいたしておりますので、財政上の問題もございますので、これは検討させていただきます。

○1番 松本正美君

今のところはちょっと考えていないということですが、今後、またそうしたことも考えていただいております。このように思います。

それと、町長のほうに最後お答えをしていただきたいと思います。今回10月31日にスタートした緊急保証制度は、中小企業が金融機関から融資を受ける際、一般の保証枠と別枠で2億8,000万円まで信用保証協会の保証を受けることができ、全国の中小企業の約3分の2をカバーする618種の業種を対象にして拡大されたわけなんですけれども、特に本町でも小売業、製造業、サービス業など、原材料のコストが高く需要が低迷する中で価格の転換ができなくなったり、大変なことだということで心配されてみえるわけなんです。今

はどうにかやっている。これからひどくなってくると、それこそ人員も削減していかなければいけないのではないかと。そういう面で資金繰りも大変になってくるという心配の声もお聞きしているわけなんです。年末にかけて事業に行き詰まる企業もふえるのではないかと、このように思います。今回の緊急保証制度について、町内の中小企業の皆様の中には制度についてまだ、先ほども言いましたように知られていない方もございます。このことから、緊急制度の周知徹底、相談窓口の体制の強化に全力を挙げて取り組んでいただきたいと、このように思うわけなんですけれども、町長の所見がありましたらお答えを願いたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたしたいと思います。

先ほど来、部長がお答えいたしましたように、緊急保証制度につきましての周知徹底、これがホームページでまだ徹底されていないということでございます。これも早急に調整ができるものでしたらやらせていただきたいと思います。また、商工会を通じまして、商工業の皆様方にもいろいろなお知らせを実はしております。先般も商工会の局長さんともいろいろなお話し合いの中で、この融資制度を活用して申し込みが急激にふえておるといような話も実は聞いております。

それともう一つは、町が従来続けております2%の利子補給でございますけれども、これも周辺地域には見られないくらいの、実は元金に対しての保証でありますので非常に有利な保証であります。ただし、上限がございますので、その上限枠を今の予算で広げられるかどうかにつきましては、検討の余地は十分あるかもわかりませんが、そういうことについても今後早急に検討しなければいけない状況になるのかもわかりません。これも検討させていただきたい、こういうふうに思っております。

ただ、昨今の新聞によりますと、戦後2番目の急激な下げだということをおっしゃいます。私の実家、父親も本当に零細個人商店を営んでおります。そういう意味で、原材料の低下によって仕入れが楽になった反面、じゃ、楽になるかということ、今度は需要が全くなくなったという、こういうねじれが今現在あるわけでありまして、それも含めまして我々が考えられることにつきまして十分考えさせていただき対処させていただくつもりでございますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか中小企業の対策としてしっかり取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、雇用についてお伺いたします。

東海地方でも、先ほども述べましたように米国発の金融危機で、経済情勢が急速に悪化を



しているところでございます。特に自動車関連企業の業績不振、業務縮小などによって、県内の雇用状況が悪化しているところです。厚生労働省の全国調査によれば、10月から来年3月までに少なくとも3万人の非正規労働者が失業するという見通しを発表しており、失業者の増加が大変危惧されております。また、来春の採用が内定した企業から内定取り消しを通告されるなど、卒業を控えた大学生、高校生にとって、これほどショックはありません。怒りのやり場もなく就職活動を再開したり、将来設計を根底から見直さざるを得ない心情を思うと胸が痛いところでございます。こうした実情を踏まえて、非正規労働者や学生の雇用支援に対し、ハローワークと連携をとり相談体制の充実と万全な対策を考えることはできないか。

また、正規雇用につけないフリーターを支援するために、ジョブカードに記載済みで一定の要件を満たせば職業訓練期間中の生活を保障する資金の貸し付けの返還が免除される制度が、この11月1日からスタートしております。ジョブカード制度は、技能向上する上で非常に助かっているとも聞いております。また、雇用保険の支給期間が過ぎていることから生活費を賄うことができず、ジョブカード制度の利用を断念する人もあり、職業訓練中の生活保障給付の拡充や同制度の周知徹底など、一人でも多くの方が就職活動に生かせる支援体制の考えはないかお伺いしたいと思います。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、次の質問、雇用に関してのお尋ねでございます。特に非正規労働者、学生の雇用支援、ハローワークと連携をとり、相談体制の充実と万全な対策をとのことでございます。

まず、この地域を管轄するのは津島市内にありますハローワーク津島（津島公共職業安定所）でございます。担当とそちらへ出向きましてお話を伺ってまいりました。お話によりまずと、現段階では求職件数、この増加は見られず、動き自身は非常に穏やかであるとの回答でございました。ただ、新聞紙上でも報道されておりますトヨタ自動車関連初め、企業が多い三河地区、この三河地区では急激な増加も見られるようでございます。

対策としては、ハローワーク津島につきましては、来年1月から非正規雇用者専門に相談窓口の開設をいたします。これは、安定就職ナビゲーターと呼ぶそうでございます。また、議員のご質問がありますジョブカードの登録や制度の利用方法などをわかりやすくするために、本年4月から専用の職員を能力開発支援アドバイザーとして配置しまして支援体制の強化を図っておるところでございます。町といたしましても、ハローワークと密接に連絡をとりまして、相談窓口の案内、制度の利用について周知と推進を図ってまいります。

なお、ジョブカード制度と申しますのは、職業訓練を受ける機会に恵まれなかった人たち、この方たちが企業と連携をいたしまして訓練を行います。そして、職業能力の向上を可能にする制度でございます。この4月から新たに導入された制度でございまして、課題といたしましては、要するに企業に受け入れてやっていただきますので、この受け入れ側の企業の理

解と協力が必要であろうということの回答でございました。なお、訓練を受けるに当たりまして、経済的負担を緩和するための貸付制度などもございますので、今後とも含めて制度の周知徹底と利用促進を図ってまいりたいと考えております。

○1番 松本正美君

1番 松本正美です。ありがとうございました。

今回の雇用対策については、きのう、中村議員のほうからも雇用に対しての質問がされたと思いますが、特に本町においても、自動車産業の本当に派遣労働者として勤務されている方がこの12月で解雇を言い渡されて、大変驚いてみえるということもお聞きしておるわけなんです。この時期での失業は再就職先の確保や生活不安が大変心配されるところでございます。

県は、失業者の再就職支援に乗り出す方針を示しておりますが、製造業などの現場では、非正規労働者の解雇が急増しているが、もしも本町の住民の方が解雇と言い渡されて、収入や住まいを同時に失った方が職や住まいが簡単に見つからなかったなり、そうしたことが起きたときに、また、雇用保険などの措置が受けられない状況にあったときなど、緊急支援策として生活保護の利用なども考えてみるべきではないかなと、このように思うわけなんですけれども、特に生活保護については、岡崎市では生活保護を利用する動きが新聞でも報道されておりました。それによると、岡崎市の生保担当者は、保護の相談件数は昨年同期と比較すると4割増、相談内容は8割が派遣先での解雇、住む家がなくなったりという状況でございます。岡崎市では、4月に956人の生活保護受給者は今月には1,064人に増、年内には1,100人を突破するのは確実であると、このように報道されておりました。本町の緊急支援として、本当に仕事が見つかるまで生活保護の利用なども考えてみるべきではないかなと、このように思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○住民課長 犬飼博初君

生活保護に対しましては、今のところ、議員おっしゃられたような、離職されたという方でご相談に見えた方はまだございませんが、ご相談に見えれば私のほうで対応させていただいて、県と連携を図って生活保護を受けられるような条件であればそのように進めていきたいと思っております。

○1番 松本正美君

どうかこの点もしっかり取り組んでいただきたいと思っております。

そして、これも町長にお聞きしますが、この地方の大手自動車メーカー、先ほどのトヨタ、大手電気メーカーの非正規労働者が大幅な人員削減を計画しているわけなんですけれども、また、新卒者、学生の内定の取り消しが連日伝えられております。こうした雇用環境の急激な悪化で失業者がふえれば消費はさらに冷え込んでくるかと、このように思うわけですが、景気後退という悪循環を招いていくのではないかなと、このように思います。きの

うも、中村議員の質問でも横江町長は、雇用については重要な施策と考えておると、このように述べられておりました。失業者の雇用対策をしっかり取り組んでいただきたいと思えます。また、若者の雇用対策についても今のままでは心配でございます。どうか若者の雇用対策についても真剣に取り組んでいただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

お答えしたいと思います。

きのう、中村議員の質問とは若干違う気がいたしますが、実は新聞報道等々、テレビもそうでありますけれども、ある自治体が、大手企業がある隣の市の町の自治体が、非正規雇用の緊急解雇によって大変生活が困窮してみえる方を臨時で数カ月雇用したらどうだというような、そんな対策も出している、そんなことも聞くわけでありますけれども、我が蟹江町、実は先般、伊藤議員の質問の中で、来年度の予算の見通しはどうか、税収の見通しはどうかということでお答えをさせていただきましたが、明らかに、これはきちっと調べておりませんが来年度は町県民税の収入も数千万円単位で減少するであろう。これは、製造業にお勤めの皆様方のいろいろな事情が加味されている。これは仮定の話であります。しかしながら、必ずやこれは影響してくるであろうと思っております。そういう意味で、今、蟹江町が工業に対して何ができるかは一生懸命模索しておる段階でありますけれども、いずれにいたしましても、非正規雇用の解雇がこれからも続くというふうな状況が見込まれるわけあります。

ただ、プロパガンダが先行してしまいますと大変パニック状況になる、これだけは絶対防がなければならない。これに乗じて解雇をしようという企業が出てくるやに、こういうことも聞いておりますので、マスコミの先行報道も大変慎重にやっていたかなければならない、こんなことを私は思っておるわけあります。いずれにいたしましても、こういう状況はこれからも続くと思っておりますので、雇用に対してはとにかくいろいろな人と連携を密にいたしまして考えていかなければならない。ただ、蟹江町に何ができるかは、もう少し考えさせていただければありがたいと思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

どうか雇用対策についても、しっかり取り組んでいただきたいと、このように思っていますので、全般的にしっかり取り組んでいただきたいと思えます。

次に、少し本町のことについて述べさせていただきます。

本町のまじめに取り組んでおられる事業者の皆様のご要望としてよく聞かれるのが、申請や報告等で求められる書類の多さ、煩雑さであります。役場への提出書類はできるだけ難しくはないほうがよいのでありますが、これをいかに簡素化するのが緊急課題であります。事業を一生懸命行っても、書類の不備があれば即刻事業の継続が危うくなってしまいますのでありま

す。町民サービスを第一に考えた場合には、利用者にとって安心できる優良な事業者が、ささいなミスで事業に支障を来さないよう的確な支援をすべきだと思います。まじめに働く人が報われる社会を築くためにも支援体制を整えるべきではないかと思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、申請書類等の関係についてお尋ねでございます。大変申しわけございません。役所の書類の多さは私も常々感じております。しかし、決して必要でない書類をつけていただいているわけではございません。法に定めた書類を添付していただくようにしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

しかし、議員おっしゃるように、利用者の声もまた真実でございますので、申請に当たりますには、できるだけ町の提出書類も含めて簡素化を図るよう、また、事前の説明は的確に行いまして、時間のロスを極力避けてスピーディーに制度が活用できるように関係機関にも要請いたしてまいります。

○1番 松本正美君

どうか受付窓口の事業者に対する支援をしっかりと丁寧にやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、本町でも地域経済の活性化として、景気、経済をより成長させながら、大企業から中小企業、企業から家庭へと地域経済の活性化のために町民の創意工夫を生かして、民間の活力を引き出すことが何よりも重要ではないかと思っております。民間の活力を引き出すために、行政としてコミュニティビジネスを活用することが地域力を向上させる手法の一つではないかと考えております。新たな企業、団体の育成のために行政からコミュニティビジネスを提案、支援していく、例えば地域での定年退職者層や主婦などに公共施設管理団体などを組織してもらい、公共施設を指定管理者として運営していただければ、働く場があることにより個人の意欲にもなり、低コストで地域コミュニティ力を育成することにもつながる効果が期待できると考えます。地域貢献のために行政がパートナーとして支援していくその結果、町長のおっしゃる、小さくてもキラッと輝く元気なまちをつくることのできるのではないのでしょうか。このことは、町民の皆様が一番肌で感じられるのではないのでしょうか。地域経済活性化のためのコミュニティビジネスの活用の考えはないかお伺いいたします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、地域活性化のためのコミュニティビジネス、これについての考えはどうかというところでございます。

まず、コミュニティビジネスとは、要するに地域資源、人だとか物、文化史跡、これなどを生かした地域の課題をビジネスの手法を取り入れて解決しようとするというものだそうでございます。地域にございます人材、団塊の世代を踏まえましてたくさんそういう方も見え

ると思いますが、その辺のノウハウ、施設、資金などを活用することで、雇用の促進や働きがい、生きがいを生み出し、その結果、全体の地域の活性化につながるというものでございます。今の時代に地域を活性化するための手法としては大いに期待ができると考えております。

蟹江町では、今年から新たに町の商工会、これが主体となりまして地域の人たちでまちの駅という事業を立ち上げていただきました。これは、町長の折に触れ述べておりますが、その内容につきましては、本町一番街、近鉄の蟹江駅前から北へ一方通行の道路を、両側を中心とした商店街でございますが、ここは、昔は駅へ向かう中心道路として大変にぎやかでございました。しかし、最近はシャッターを閉めている店が非常に多くて元気がございません。状況を何とか打開しようと、地域の方たちがこの空き店舗をお借りしまして人の集まる拠点といたしました。さらに、店内では地元の特産品、地元の名産品などを販売いたしまして、土日になりますと大変混雑しておる状況だと聞いております。ただ、まだ始まったばかりでございますので、地域の皆様も頑張っておられますが、この事業をきっかけといたしまして、他の場所におきましてもこのような事業が実施いただけるように、商工会と密に連携をとりながらこの事業のPRを進めてまいりたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。どうか地域の活性化のために、今、まちの駅ということで事業を進められておるわけなんですけれども、今後もしろいろなところでこうした活用ができるようによろしくお願い申し上げまして、終わります。

続きまして、次に、資源高に端を発した相次ぐ高騰が、2002年から6年間続いた景気拡大は、今、後退の局面に入っているわけですが、景気拡大期には企業の利益増が賃金の上昇を通じて家計を潤し、個人消費の拡大がさらに企業の生産増や商店街の売れ行きにもつながるといふ好循環が見られておりました。経済学者によると、日本は内需をふやし、世界の需要底上げに貢献すべきと指摘されております。消費者の消費意欲を回復させるのが先決と述べております。このことから、個人消費の拡大策を最優先する取り組みも重要になってくるのではないかと思います。

本町でも、商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充の要望が議会でも陳情書として提出されております。また、地域の商店主からは、これから年末、来年、どんどん景気が悪くなるのではないかと心配されておみえでございます。地元の商店街が元気の出るような支援策として要望を聞いております。地元の商店街が元気になっていただくような本町の地域活性化支援策として町内の経済活性化を促進するためにも、プレミアムつき町内共通買い物券を発行し、消費拡大と景気回復を図り、中小小売店の振興と地域経済の活性化を目指す検討の考えはないかお伺いいたします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

お答えをいたします。町内の活性化を促すためにプレミアムつきの町内共通買い物券、これを発行する考えはないかとの質問でございます。

議員もご存じかと思いますが、この事業の先駆けとしまして、平成11年から13年までの3年間でございますけれども、予算を毎年250万円支出いたしまして、町商工会の商品券の発行対策事業を行ってまいりました。この事業の目的は、先ほど議員がおっしゃいますように、地元の商店街などが元気になっていただくように、またあわせて、経営基盤の強化、これをめどとしてやったものでございます。実施結果につきましては、当初利用が見られたものの、小規模事業者への利用者が少なく、投資効果がいま一步ということで、いったん冷却期間を設けておるものでございます。

しかし、現在、先ほどお答えしたとおりに商店街にシャッター通りも非常にふえて、店の撤退が多く見られる状況にはございます。また、景気の底冷え感から、さらなる消費の買い控え、この辺が懸念されておりますので、町といたしましても、現段階では発行する考えはございませんが、先ほど申しましたように、本町一番街のまちの駅事業をご紹介いたしましたが、最近は商工会中心に商店街主催のイベントなど活発に活動されておりますので、多少元気も出てきております。これを踏まえまして、町としてもより一層のサポートが必要と考えております。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。

地域活性化対策ですけれども、先ほど考えてはみえないと。プレミアムつき町内共通買い物券の発行については、そうして言われたわけなんですけれども、特に今回、政府・与党が新たな経済対策として盛り込まれた定額給付金であります。きのうもちよっとお話があったわけなんですけど、今、最も厳しい経済情勢の中で、最も苦しんでいる中低所得者や障害者、母子家庭、子育て世代にとっては明るいニュースだと思います。町民の皆様は一日も早い支給を待ち望んでおられます。第二次補正で法案が通り、制度が決まったら、ただお金を渡すだけではなく、この定額給付金が町内の地域経済の活性化のためになるような効果的な活用をお願いしたいと、このように思います。

定額給付金については、商店主の人に話を聞くと、給付金を地域活性化に活用との声も聞きます。地域でお金が回っていくような工夫の取り組みも必要ではないかと、このように思いますが、町のトップである町長にお聞きしたいと思っております。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えしたいと思います。

昨日も、定額給付金につきましてはお答えいたしましたとおりに、まだ決定の段階ではございません。ただ、市長会でも町村会でもいろいろ議論が伯仲しているのも事実でございます。

我々はそれを拒むものではございませんし、白紙撤回をというような議員さんもお見えになりましたが、いただけるものでしたら当然我々はそのお金をいただければ活性化をするべき、ただし、経済効果としては、経済学者が申し上げますとおり、0.1%か0.2%ぐらいしかないのではないかと、こんな寂しい調査結果も出ているようなことを聞いております。

ただ、考えなければならぬのは、先ほども担当部長が申しましたとおり、例えば地域振興券でもそうでありますけれども、最終的には中小・零細個人商店のところへは非常に回りにくい状況になっているのも事実であります。かつて私も商工会の理事をやらせていただきまして、その業務を担当させていただきましたが、非常に寂しい結果であったというのも記憶として残っております。それで、今後我々が考えなければいけないのは、県が大変厳しい状況ではありますけれども、頑張れ商店街予算というのが実は県にございまして、これを十分活用して、ただ、県が来年度どうするかわかりませんが、今、駅前の活性化、本町一番街の活性化のために、シャッター街を何とかしようという動きが出ております。21日にも活性化のためのパレードを企画しているということも聞いておりますし、来年度から始まります近鉄線のエレベーターの設置に向けて、来年は富吉地区の活性化を何とか考えられないかということで、商工会の皆様方に予算をおつけして、こういう状況にするんだけれどもどうだろうという、今ご相談を差し上げているところでございます。ただし、大変厳しい予算編成の中でどれだけ商店街のほうにお金が予算づけできるのかというのはまだわかりませんが、地域でそれぞれの核をつくっていただいて、皆さんでこの地域を盛り上げていこうという、そういう意欲をかき立てていただくのが一番活性化に今つながるのではないかなと、こんなことを思っているわけでありますので、政府からいただける金が、先ほども言いましたように、まとまったお金をどんといただいて、どんなふうにお金も使ってもいいよなという考えですと、私も十分知恵を発揮してやるのでありますけれども、どうしても、ひもつきのお金でありますと、使用がきちっとなくなってしまっておりますので非常に使いにくい、こういうこともございます。ただ、地域の活性化は、蟹江町はまだまだ元気でありますので、何とか商工会の皆様と一緒になしまして地域活性化のために頑張っていきたい、こんなことを思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

地域活性化のために全力で頑張ると町長も言っていますので、どうかよろしく願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長 奥田信宏君

以上で松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目「財源確保を推進せよ」を許可いたします。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

2問目の「財源確保を推進せよ」を質問させていただきます。

財政難に直面する地方自治体では、ふるさと納税制度を導入し、ホームページなどで全国に寄附を呼びかけ自主財源を確保すると同時に、住民参加の施策推進を促しております。ことし4月の地方税法改正によって、5月からふるさと納税制度がスタートいたしました。自分が応援したい自治体に寄附することができ、寄附金の5,000円を超える分について個人住民税と所得税が軽減されます。また、自治体が提示する寄附先メニューが選択することができるため、行政への参加意識向上と財源確保の推進にもつながるのではないのでしょうか。現在、全国の自治体では、少しでも多く寄附してもらおうと寄附金の使途を明示するなどのホットなアイデア合戦が始まっております。

各地の取り組みを少し紹介させていただきます。

福井県では、ホームページに県内市町との共同サイトを開設、県知事と市長、町長による推進協議会を設置、帰省シーズンをPR月間にして力を入れてみえます。中には、使途を明示して寄附を募る自治体もあります。

鳥取県では、「県こども未来基金」を創設、寄附は同基金に積み立て、児童書の購入やジュニアスポーツ選手の発掘、強化などに当てております。県では、次世代を担う子供たちへの投資を呼びかけておるところです。

また、6月14日に発生した岩手宮城内陸地震で被害を受けた宮城県栗原市では、ふるさと納税制度を利用した寄附が7月11日現在では全国から75件、計約412万円の申し込みがあったそうです。そのほとんどが災害復興への活用を希望していたと。ふるさと納税制度の導入は、被災地支援への一助となっております。

また、蒲郡市では、ふるさと納税制度を導入し、ホームページなどで全国に寄附を呼びかけております。蒲郡市では、寄附金の使い道を、健康、福祉など4分野に区分、具体的には小・中学校の耐震補強、三河湾浄化関連事業などを提示しております。寄附者の氏名はその都度ホームページに公表するなど、ふるさと納税制度の導入で財政の活性化を目指しておみえでございます。

また、愛知県豊山町では、10月から町に貢献した人から寄附を募り、まちづくりに役立てるふるさと寄附金制度を創設し、町のホームページなどでPRしております。

このようにふるさと納税が期待されておりますが、ふるさと納税に対する本町の取り組みとして、今後取り組みの計画の考えはあるのかお伺いいたします。

また、これは、各個人それぞれどこへ入れるかは個人の裁量となっております。そうしますと、今後税収アップに向け、蟹江町としましても知名度アップするように計画を立てていかなければいけないと思うわけでございます。そのためにも、蟹江町というものをどんどん



アピールしていかなければいけないということです。例えば、ホームページ等を通じて本町出身者等に対してアピールするなど、本町としてのふるさと納税に対するアピールなどの計画の考えはないか、町の考えをお示してください。

また、町の発展を支えようとする福岡県水巻町では、町を応援した人から寄附金を募ってまちづくりに生かす水巻町ふるさと応援寄附金条例を10月にスタートさせております。同条例には2008年度の地方税制の一部改正により制度化されたふるさと納税を町として活用するために導入したものでございます。応援寄附は1口5,000円単位で、寄附をすれば寄附者の課税所得などによって上限が異なるものの、居住地の住民税などが一部控除されます。同町では、全国の個人団体などの寄附者に町の歴史と文化を伝承する事業や、子供たちの未来を応援する事業など8項目の中から寄附したい項目を指定しており、その寄附金を実施事業の財源にするものです。水巻町を愛する町出身者を初め、一人でも多くの方に町の発展を応援していただくものであり、自主財源の確保とともに、住民参加型の施策推進に向け導入したいものでございます。

本町でも、自主財源の確保と住民参加型のふるさと寄附条例の導入の考えはないか、町の考えをお伺いいたします。

また、広告事業の推進による町の財源確保も重要な取り組みでございます。財政難に直面する地方自治体の保有しているさまざまな資産を広告媒体として活用することにより、広告収入を得たり経費節減を図るといった地方自治体の広告ビジネスがあります。財政難に直面する地方自治体にとって広告事業の推進による財源の確保は重要な課題の一つではないでしょうか。身近なところから取り上げると、住民向けに送付する通知書や役場での窓口での封筒あるいはホームページを初め、本町の持つあらゆる資産に民間企業などの広告を掲載して、収入増や経費削減を図ることも重要だと思います。

皆様も既にご存じのように、横浜市が大変先進的な取り組みを行っております。市の広報紙や各種封筒、ホームページのバナー広告にとどまらず、職員の給与明細書や図書貸出カードの裏面広告、広告つき玄関マット、公用車の広告つきホイールカバーなど、多種多様な資産を活用した広告事業を展開されております。

本町でも新たな財源を得るため、町ウェブページへのバナー有料広告を掲載し広告収入を得る広告事業の取り組みがされております。現在、バナー広告の取り組みの進捗状況はどうなんでしょうか。バナー広告の導入はいつごろになるのでしょうか。また、お散歩バスへの広告掲載の考えはあるのでしょうか。

また、財源確保として窓口サービスの封筒への広告掲載はどうでしょうか。これは、町民が住民票の写しや印鑑証明などを持ち帰るため役場の窓口などに置かれている封筒に広告を入れるかわりに、従来町で作成していた封筒を無償で提供してもらうというものであります。このような取り組みは全国で170の自治体で導入され、既に一宮、豊田などは実施され、名

古屋市でも来年4月から窓口サービス封筒への広告掲載が実施されます。本町でも窓口サービス封筒への広告掲載の取り組みの考えはないか、一括でお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

私ども蟹江町の財源確保につきまして、いろいろな面からご提案をいただき、ありがとうございます。私のほうからは、ふるさと納税に関します3点につきましてご答弁をさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、先ほどご発言いただきましたとおりでございます。各地で徐々に進んでおるわけでございます。私ども蟹江町といたしましても、制度につきましては内部的な処理を終えまして、今週中にも実は町のホームページに掲載する予定で、今、仮といたしますか、ホームページの調整に入っているのが現状でございます。

私ども蟹江町のふるさと納税につきましては、名称につきまして「ふるさとかにえ応援基金」という名称をお願いしていこうという、こういった考えでございます。内容は、第3次の、現在の蟹江町の総合計画や町長の施政方針に出ております5Kなど、こういったものにもなぞらえまして、まず第1点として「いきいきと暮らせる健やかなまちづくり」、これを挙げております。2点目に「個性と創造性を育むまちづくり」、そして3つ目は「自然と共生する快適なまちづくり」、4点目に「秩序ある楽しく歩けるまちづくり」及び5点目で「活力と交流のまちづくり」、これを5点挙げさせていただきます。その他として、全般についてのまちづくり全般事業ということで掲げさせていただいております。これにつきましては、先ほど来ございますが、町の広報もそうですけれども、ホームページ等を活用して啓発に臨んでいきたいというふうにご考えておるわけでございます。現時点では、ふるさと納税の実績はまだ入ってはおりませんが、電話等による問い合わせは数件ございますので、今後、こういった啓発を続け、納税をお願いしていきたいというふうにご考えておるわけでございます。

2点目は、ホームページ等のお話でございますが、私どもは、蟹江町のホームページに載せますと、愛知県のホームページから入れるようなリンクをお願いすることができますので、こういったものも利用し、町外の方々からの寄附を募っていききたいと、またそのようにも考えておるところでございます。

質問の3つ目でございます制度についてのことでございます。これは、実は条例ではどうかというお話でございますが、私どもの制度につきましては、現在のところは事務取扱要領を制定いたしまして、その中で取り扱いをしていくこととしております。基金条例につきましては、現在のところはまだ予定しておりません。といいますのも、ふるさと納税の条例につきましては通常は基金を設置し、同じようにその中で、今申し上げました内容を制定していくというものでございます。私どものほうといたしましては、まず現在のところは基金条

例を制定するということには向いておりませんので、財政調整基金の中でまずその資金は積み立てをさせていただいて、そして、ある程度、私の考えの中では100万というような単位になりましたところで、きちっと今度はふるさと納税に関します基金を制定していきたいと、このように現在思っているところでございますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

以上であります。

○企画情報課長 鈴木智久君

では、私のほうからは、広告に関しまして報告をさせていただきます。

今現在、町のホームページ上では、平成21年1月から3月までのバナー広告の募集をしております。広告枠は10枠で、掲載募集はトップページの右側になっております。広告料金は1枠当たり1カ月5,000円です。既に4つの企業から3月までの3カ月間の広告の掲載申し込みがありまして、既に掲載を決定しておるところでございます。

21年4月から22年3月までの広告募集につきましては、2月15日ごろに行う予定をしております。1カ月の広告料金は5,000円が変わりませんが、同一年度4月から3月までの12カ月間を継続して掲載していただいた場合につきましては、年5万円とさせていただく予定でございます。まだまだ3月までの広告枠にはまだ余裕がございますので、もしそのような検討をしていただけるような方がお見えになれば、また紹介していただければ、私のほうから説明に上がりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、お散歩バスの広告の掲載の考えはないかということでございますが、バスも広告媒体の一つと町のほうは考えております。バスの広告として考えられます車体全体に施しますラッピング広告、車体の外部分につきますインクジェットなどのシールによります一部の部分広告、あとは車内などでの額面ポスターなどが考えられるわけでございますが、ただ、ラッピング広告であるとかインクジェットシールによります部分広告になりますと、これは広告料のほかにかかなりのデザイン料、取り付け、取り外し等の経費がかかります。これも当然に広告主の負担となりますので、町内を巡回するバスになりますと、なかなか広告主が見つからないというようなお話も聞いております。ですから、町としましても、現在使用しております29人乗りのバスも、NO<sub>x</sub>法の関係で来年9月には使用できなくなります。新たにバスの購入も計画しておりますので、今後、広告の掲載場所、掲載期間、広告料など、実績が上がる広告の掲載方法、募集方法などを調査研究してから行っていきたいというふうに思っております。

それから最後に、窓口のサービス封筒でございますが、窓口サービス封筒を無償提供していただくかわりに、無償提供者が任意で封筒に広告を掲載するという、広告が入った窓口サービス封筒の無償提供についてでございますが、導入の方向でこれは取り組みたいと考えております。ただし、無償提供者の募集等に関しましては早急に進めたいと思っておりますが、

窓口への配布時期となりますと、これは無償提供者の募集、選定、契約、それに合わせまして無償提供者がまず広告を募集しなければならないということと封筒の作成という、提供者のほうの都合もございますので、いつからということではできませんが、平成21年度中には配布できるのではないかとこのように予測はしております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

松本正美でございます。

先にふるさと納税のほうでございますが、今、加藤次長のほうからも「ふるさとかに応援基金」という形でやりますと、そういうお話があったわけなんですけれども、目的もきちっとアピールしていただきたいなと思うわけなんですけれども、特にふるさと納税の創設に当たって、本町でも今回蟹江中学校の吹奏楽が全国大会に出場されて銀賞という優秀な成績をおさめられたわけなんです。本当に私からも、改めておめでとうと申し上げたいと思います。特に蟹江町としても、蟹江中学校の吹奏楽の全国大会への出場ということは、旅費の予算を組んだことは、親御さんの方からも大変喜んでいただいております。

今後は、子供の教育対策として、ふるさと納税制度の活用も財源確保として考えていただいたらどうかと、このように思うわけなんですけれども、特に今回の意義についても、皆さんにふるさと納税制度を利用していただくためにも、制度について意義なり、またそうしたことを有効に活用できるようにしっかり取り組んでいただけるようにしていただきたいなと思います。

また、ふるさと納税と言われるように、多くの方が蟹江町に対して寄附をしていただき、寄附をされた方にも税制上に有利になるような方向で定着できるよう願うものでございます。制度が本町にとって有利に働くような取り組みを考えていただきたいと、このように思います。

また、今回のふるさと納税寄附の制定に当たっては、特に蟹江町は観光資源、温泉が資源の町でございます。そういう意味では、温泉資源を生かしたふるさと納税制度の活用も大事になってくるのではないかと、このように思うわけなんです。そうした意味で、皆さんが活気あるまちづくりとしてふるさと納税制度の創設を考えていただきたいと思いますが、この点についてどうでしょうか、よろしくをお願いします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

そのとおりでございまして、まだ途についたばかりの制度で、私どもも研究不足、そしてまた、町の方針の決定がなかなか細かいところまでいっておりませんことをおわび申し上げます。もちろん今、松本議員のほうからご指摘いただきましたこと、当然私どものほうも肝に銘じて、今後もきちっとした活用、また、お願いができるような方向に進んでいくよう努力いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○1番 松本正美君

どうかしっかり取り組んでいただくようによろしくお願いいたします。

それと最後ですが、町長に最後を締めていただきたいと思います。今回の提案は、予算規模からすれば本当に小さな額かも知れないんですけども、わずかな財源と知恵と汗を出して稼ごうというような姿勢は大変重要ではないかなと、このように思います。本町の今後の広告事業として取り組む点ではないでしょうか。本町のさまざまな資産を活用して積極的な広告事業推進による財源確保についてどのように考えておられるのか、横江町長に所見をお伺いして終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをしたいと思います。

松本議員のおっしゃるとおりであります。平成17年4月から町長に就任させていただきまして、蟹江町の自主財源を模索してまいりました。そんな中で、蟹江町にはすばらしい温泉がある、蟹江町にはすばらしい文化、歴史がある、それを何とか引き出して財源につなげていけばいいのではないかというふうに最初に考えていたわけですが、事を起こすとなりますといろいろな規制があったり新たな事実があったりいたしました。そんな中で、町職員そして民間の皆様方も含めて協力していただきまして、やっとここまで来られたという感じであります。

ひとつバナー広告のことにつきましては、数年前から実は計画しておったんでありますけれども、諸事情がございまして、やっと今回日の目を見ることになりました。もうしばらくお待ちいただければ、すばらしいものができ上がるというふうに思っておりますし、お散歩バスのことにつきましても、今、担当がお答えをいたしました、来年度新たに、今、大変乗れない方が出てまいりましてその苦情も実はいただいております、路線の変更も含めて、ここ一、二年の間に考えていかなければならないことが一つと、もう一つは、バスがNOx法で使用ができなくなります。2台とも新たな車に多分変更する、これをきっかけにコマーシャル等々のことも含めて考えていきたいな、こんなことを思っております。総体的に蟹江町の財源確保のためにいろいろな手だてを皆様方と一緒に考えて、蟹江町のために頑張っていきたいな、こんなことを思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 奥田信宏君

以上で、松本正美君の質問を終わります。

質問10番 吉田正昭君の「町内における公園について」を許可いたします。

吉田正昭君、質問席へお着きください。

○11番 吉田正昭君

11番 新政会 吉田正昭です。

議長のお許しが出ましたので、「町内における公園について」を質問させていただきます。

町に住む人々にとって、その地域に住みやすい、住みたい条件はいろいろあると思います。教育、買い物の便利さ、交通の便利のよさ等々いろいろあると思いますが、その中の一つに公園があると思います。地域環境によって公園のあり方が違いますが、川を利用した公園、池を利用した、そしてまた、山や丘陵地を利用したそれぞれの特色を生かした大小さまざまな公園があります。また、その公園を利用していろいろなイベントが行われます。そして、そのような公園は人々に楽しみと憩いの場を提供しております。町内にも、つい最近蟹江川の水に親しむ公園が舟入地区に完成し、風情も変わりました。対岸の工事が完成したらさぞかし立派な川を利用した公園になるものと期待しております。

ちょっと余談ですが、この間、蟹江川をきれいにする会の蟹江川を清掃する作業があそこで行われましたが、前から問題になっておりますトイレの問題ですね。トイレがあるといいがなというようなお話を聞きましたので、なるべく計画では対岸にトイレをつくるという計画だそうですが、早くつくっていただければ幸いかなと思っております。

戻りまして、また公園の話ですが、町内の至るところの公園では、春は桜祭りから夏の盆踊り等々に利用され、ふだんから地域の人々に大変親しまれておると思います。

さて、蟹江の公園の管理から私なりに分けてみますと、都市計画公園と児童公園に大まかに分けられていると思っております。

都市計画公園は、区画整理事業の一つの事業として計画し整備されました。これは、最初から計画され予算も多くかけられている立派な公園です。私の認識では、面積が一番広く、そして学戸小学校に道路一つ隔てた学戸公園とか、モニュメントが置かれた庭園式の源氏塚公園、そしていつも子供たちが遊んでいる学戸やすらぎ公園、蟹江西保育所に隣接している学戸東公園等々、おのおのが一つ一つの特色を持ち、地域内にうまく配備されております。

もう一つの児童公園ですが、児童公園はいつごろからあるのか、余り私よく理解していませんが、区画整理事業がされていない地域に点在しているように思っております。その中でも、住民の多い団地や本町地区や舟入の人口密度の高い地域につくられております。

さて、質問に入りますが、まるきり初歩的で非常に迷ったのですが、児童公園ですね。管理を児童課でしているからということで児童公園という名称がついたのかというふうに解釈しておりますが、ということは、児童公園という名称は児童のための公園という潜在意識が芽生えてしまいます。また、遊具が配置されていますが、児童の利用しやすいもので、児童及び付き添いの保護者が利用するものになってしまっているように思っております。一部の児童公園では一般の方もよく利用してみえると思いますが、全体的に見ると一般の人には名称からしてなじみづらく、利用しづらいのではないかと思います。例えば、舟入でいえば、

地域の人が呼ぶ呼び名はただの児童公園でしかありません。確かに児童は利用していますが、せつかく地域にある公園ですから、地域の人が利用しやすいように、先ほども申しましたように、児童公園という名称の変更を考えられないかというふうに思っておりますので、その辺をひとつご答弁、よろしく願いいたします。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

それでは、お答えさせていただきます。

まず、児童公園という名称でございますが、昭和57年4月1日から蟹江町児童公園設置要綱で公園の整備について定められております。この要綱の中に児童公園という名称が出てくるものでございます。また、面積によりまして、ちびっこ広場、中型児童公園、大型児童公園の3種類に分けられておりますが、児童に健全な遊びを与えてその健康増進するというような目的のために30カ所の公園に遊具が設置されているものでございます。

ただ、公園の利用につきましては、子供やその保護者、特にお母さん方が多いかと思われませんが、そういった方々に限ったものではございません。むしろ地域全体の公園として、除草や清掃を現在も町内会にお願いしているところでございますし、子供からお年寄りまで幅広く利用していただきたいと考えているものでございます。

児童公園という名称の変更につきましては、一般の方々にもわかりやすく親しみやすい名称があれば検討していきたいと考えておりますので、名案がありましたらぜひお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

57年4月1日からということ、25、6年前から設置されているというようなこと、そして、小さな公園から大きな公園までであるということは理解しました。そしてまた、皆さんが使ってみえるということもただ知っておりますが、その中で、最近舟入の児童公園の件ですが、行政改革の一つとして今年度の廃止が決まっているというふうに思っております。確かにこの公園は、中に入っております利用度が低い公園であります。廃止となると、ただただ寂しいことで、地域の活力を奪うことにもなるんじゃないかと。また、区会の会合の中でも非常に心配してみえますし、今後、新しい児童公園になるかと思っておりますが、今のところの設置でいけば児童公園になるかと思っておりますが、新しい児童公園をつくる計画はないでしょうか。例えば、先ほど区画整理事業の公園の中でも挙げましたように、区画整理事業の中では学校のそばとか保育園のそばとか、いろいろなところに、近くにいろいろな公園がつくってありますので、もしできたら小学校とか公民館とか三世代ふれあいプラザの近くがいいんじゃないかなとは思っております。そのような配慮をしていただきながら、また、この地区は道路の狭い地区でもありますし、火災等が起きたときに防災上の管理からも下に防火水槽

等を入れていただければ、特に今、渇水期になっておりますので用水等に水がありませんので、そのような配慮ができないか一つお尋ねしたいと思います。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

舟入児童公園についてのお尋ねでございますが、この公園は昭和57年4月から、現在地の面積868平方メートルの土地を借り受けまして地域の方々に利用されてまいりました。そして、行政改革の一つとして公園のあり方を検討する中で、利用状況などから縮小や廃止についても考えてきたものでございますが、それとは別に、土地の所有者から返還の申し出がありましたので、平成21年3月31日をもって廃止するというものでございます。

また、これにかわる公園設置という点につきましては、地域の方々のニーズがどの程度高まっているか、また、土地はどうするのかなどの諸問題がございます。以前はお年寄りのゲートボール場としても使われておりましたが、今ではそういうこともなくなっておりますし、現在の公園ほどの広さを確保するという事は難しいため、どのような公園が必要なのか、防火水槽の設置ということも含めて、利用形態や規模あるいは舟入小学校の校庭開放という点も視野に入れまして検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

確かに今回の舟入の児童公園に関しては、地主さんの理由で返してもらおうというような話にはなっておると聞いておりますし、いろいろな意味でこの場所等が、今までは先ほどもお話が出ましたようにゲートボール場に使ったりして、いろいろな意味で使われていた時期もあります。なかなか時代とともに変わりますので、今回、私が質問させていただいたのは、いい機会ですから、また、今、もしつくっていただくなれば舟入にとって一番いい場所を選択していただいて、そして、地域の皆さんから申し出をするが一番早いかなとは思っておりますが、いろいろな条件をつけさせていただいてつくっていただけたら非常にありがたいかなと思ひまして、お話をさせていただきましたが、さて、また戻りますが、公園のあり方なんです。最近の公園のあり方としまして、公園の利用の仕方が非常に変わってきているんじゃないかなというような思いもあります。例えば、学戸公園あたりはグラウンドも併設し利用も多いと思いますが、子供たちの遊具もたくさんありますし、また、樹木も生い茂っておりますし、小川も設置され、憩いの場として最適と思っております。

ただ、最近の公園のあり方としまして、先ほどお話も出ましたように、いろいろな児童公園等につきましても都市計画公園につきましても、一般の利用者の方もたくさん使ってみえると思いますので、その中に体力増強ですね。最近、健康ということを非常に言われておりますので、簡単な体力づくりの施設等ができないかと。少しでも利用する人が体力をつくりながら、体力を健康に過ごせるような場所の提供ができないかという、公園をちょっと別な角度から考えてみたらどうかなという思いがします。その辺をお伺いしたいと思います。



○都市計画課長 志治正弘君

では、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど来から議員のほうから、さまざまな都市計画公園につきましてお褒めの言葉をいただきました。ありがとうございました。

そこで、まずもって、学戸公園の今の利用状況についてお話をさせていただきたいと思います。学戸公園でございますが、一般的な公園利用とは別に運動施設という位置づけから、グラウンドゴルフ、少年サッカー、少年野球、少年ラグビーなどで定期的に利用され、青少年から高齢者の方々に至るまで幅広く体力づくりの場として利用されております。

ご質問にございました、公園に体力づくりの施設をとということでございますが、最近幼児から高齢者に至るまで幅広く、だれもが、無理なく、遊び感覚で、楽しみながら健康づくりできる、いわゆる健康遊具なるものを公園や学校などに設置する自治体がふえてまいりました。この近くでいいますと稲沢市にございます祖父江緑地公園、ここに一角、健康遊具のコーナーが設けられていると聞き及んでおります。本町におきましては、先ほど議員のほうから出ておりましたが、来年度、蟹江川水辺スポットに数機種の健康遊具を配置する予定でおります。健康遊具は地域の方々の健康増進や健康維持に役立てるためのものでございますが、本町では今回初めて設置するものでもございますので、設置に当たっては利用状況、使われた方の意見等々参考にしながら、今後導入については検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

これからの時代の流れも変わりまして、いろいろな意味で、公園もその中の一つとして考えております。これからも皆さんが利用しやすいような公園にその都度変えていただければと思っております。

もう一つ、最後になりますが都市計画公園は区画整理事業でつくられ、先ほどからも話が出ておりますように、面積の規模や施設等も、児童公園に比べてスケールも格段に違いますし目的も違うので、児童公園と一緒に考えてはいけません、同じ一つの公園ということで、公園の維持管理上の問題、予算や人員の面からも、公園を管理するあれが2つの課に分かれているというのはどうかなと。行政上、最近よく出ます行政改革という言葉の上からも、分かれているというのはどうかなと疑問に思いますし、また、公園緑地係が別の場所にあるというのも、いろいろな意味で管理上の問題でいろいろな問題が出てくるんじゃないかなと思っております。いろいろな意味の一元化、それができないかということをお聞きしたいと思えます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

公園管理の一元化についてお尋ねでございます。先ほど議員のご質問にありましたように、

町内の公園は大きく分けて、都市計画公園と児童公園の2種類に分けられております。それぞれの公園の所管につきましては、都市計画公園は都市計画課、これは日光川ウオーターパークの管理事務所で街路等の維持管理も含めまして管理をしております。児童公園につきましては福祉・児童課が担当しております。法の定めによりまして担当部署が異なっているのが実情でございますけれども、住民の皆さんにとっては、公園によって担当部署が違うということを知らない方や公園担当が統一されていないということで戸惑いや混乱を招いているのも事実でございます。このような現状でございますので、公園管理、担当を含めた一元化につきましては、蟹江町の行政改革集中改革プランにも取り上げておりまして、事務事業の事務合理化をすべき検討項目として上げてございます。

ただ、課題としましては、設置された経緯や管理方法、特に経緯につきましては、都市計画公園は、先ほど区画整理事業によって減歩という形で土地の提供を受けて設置されている、また、管理方法につきましては、児童公園については地元の皆さん方が管理し、また借地等もお願いしている経緯がございますので、その辺の課題等々検討しながら、また、行政機構の見直し、これも含めて実現化に向けて具体的な検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

いろいろとありがとうございます。

公園というものは、最初に言いましたように地域の人々にとって憩いの場でもありますし、その地域にとっては地域のいろいろな意味の、住む人々の中心的な役割を果たすようなところでもありますので、今後とも管理等をお願いし、また、行政改革上の問題で廃止されるところもありますけれども、必要なところはつくっていただくようお願いし、できれば、先ほどもいろいろな問題があるので難しいかということはと思いますが、管理上の問題からもひとつ一元化をお願いして、質問を終わりにさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長 奥田信宏君

以上で、吉田正昭君の質問を終わります。

本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

(午前10時27分)